

山口県報

令和2年
7月21日
(火曜日)

目 次

○選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正(四件)……………



山口県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、自由民主党山口県参議院選挙区第二支部から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成二十八年山口県選挙管理委員会告示第八八号)の一部を別冊のとおり訂正する。

令和二年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、自由民主党山口県参議院選挙区第二支部から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成二十九年山口県選挙管理委員会告示第六十九号)の一部を別冊のとおり訂正する。

令和二年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

山口県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、自由民主党山口県参議院選挙区第二支部から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成三十年山口県選挙管理委員会告示第九十四号)の一部を別冊のとおり訂正する。

令和二年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、自由民主党山口県参議院選挙区第二支部から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(令和元年山口県選挙管理委員会告示第四十九号)の一部を別冊のとおり訂正する。

令和二年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

令和二年七月二十一日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁